

八代市すまいの安全確保支援事業

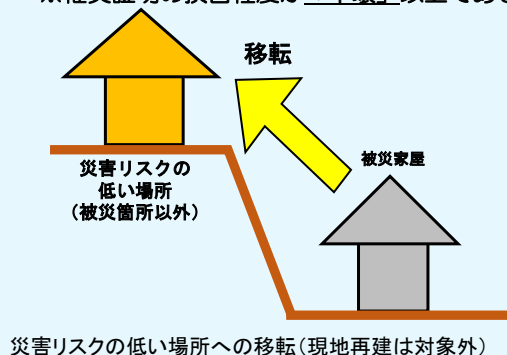
令和2年7月豪雨からの生活再建のため、災害リスクの低い場所への移転や現地再建の安全対策工事に対して補助金を交付します。

補助対象要件

- ◆自宅が被災したこと（7月豪雨災害にて**罹災証明書**を受けた家屋）
- ◆自力再建（住宅建設や中古住宅の購入）をすること ※賃貸等は対象外となります
- ◆以下の再建方法を満たすこと

※罹災証明の損害程度が「半壊」以上であること

移転再建の移転費用支援：上限300万円
（坂本地区内は上限350万円）



補助要件は、被災を受けていない災害リスクの低い場所への移転であること（八代市内に限る）

＜移転に要する費用の具体的内容＞

- ・住宅除去費
- ・移転に要する経費（建築確認等手続き費用、登記費用等）
- ・住宅建設購入に係る経費（購入は中古住宅も含む）
- ・移転先の土地購入費

注）「土砂災害危険住宅移転促進事業」（レッドゾーンからの移転）により補助金の給付を受けた方は対象外

※罹災証明の損害程度が「一部損壊」以上であること

現地再建の安全対策費用支援：上限300万円
（坂本地区内は上限350万円）

水の流入等を防ぐ安全対策費用

- ・宅地や家屋の嵩上げ、家屋のピロティ化に要する費用
- ・止水板（防水板の設置）、外構の嵩上げに要する費用
- ・屋根に逃げるための梯子や天窓付きロフト等の設置



家屋のピロティ化



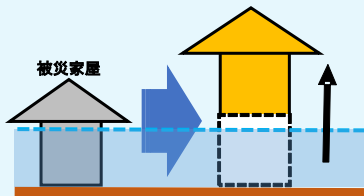
宅地や家屋、外構の嵩上げ



梯子の設置



止水板（防水板）の設置



土砂の流入等を防ぐ安全対策費用

- ・建物の構造強化に要する費用
- ・防護壁の設置費用



防護壁の設置



建築基準法に基づく構造基準を満たす対策（外壁・控壁・基礎）

（写真）国土交通省HP・熊本県からの提供

遡及措置

既に災害リスクの低い場所へ移転した方、現地に住まいを再建し安全対策工事を行った方についても、「遡って」申請することができますので、下記問い合わせ先までご相談ください。

申請先・問い合わせ先

八代市役所 建設部 建設政策課（本庁5階）
電話番号 0965-33-4116

※裏面（申請から補助金交付までの流れ）

補助金交付手続きの流れ

申請書の提出

提出場所	八代市役所5階 建設政策課	
申請時期	随時受付	
事前相談	補助対象となるかの事前相談をお願いします。(随時受付)	
申請に必要な書類	①補助金交付申請書（移転、安全対策費） ②移転前の住宅の位置図及び現況写真等 ③世帯全員の住民票 ④移転先の住宅の位置図及び敷地の現況写真 ⑤補助対象経費が確認できる見積書等の写し等 ⑥罹災証明書の写し ⑦移転前住宅跡地における管理誓約書 ⑧市税納付状況調査承諾書 ⑨照会同意書 ⑩その他市長が必要と認めるもの	

審査後、交付決定通知または却下通知送付

住宅の移転、安全対策工事の契約・着工

着工届の提出

工事完了後

実績報告書の提出

提出場所	八代市役所5階 建設政策課	
報告書に必要な書類	①実績報告書（様式第14号） ②補助金精算書（様式第15号） ③工事に要した費用を証明する書類（領収書等）の写し ④移転先住宅の登記事項証明書（土地及び建物） ⑤移転前住宅の除去後の写真 ⑥移転先の位置図、平面図及び写真 ⑦建築基準法による検査済証の写し ⑧市長が必要と認める書類	

現地での検査後、補助金確定通知

補助金請求書の提出

提出場所	八代市役所5階 建設政策課
------	---------------

申請書等は建設政策課にあります。
八代市ホームページにて申請書等の
データをダウンロードすることも可能です。

補助金交付

申請書様式
ダウンロードはこちら→

